

## ○うきは市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(平成28年7月28日告示第32号)

改正 令和2年1月20日告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して、うきは市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

[うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）]

(定義)

第2条 この告示において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の第1号から第3号までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又は次の各号のいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

(1) 福岡県建築基準法施行条例（昭和46年福岡県条例第29号）第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域

[建築基準法]

(2) 福岡県建築基準法施行条例第5条の規定により建築が制限されている区域

[建築基準法] [第5条]

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

[土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項]

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域

[土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項]

(5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

[災害救助法]

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、危険住宅の移転を行おうとする者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 危険住宅に現に居住する当該住宅の所有者若しくは所有者の相続人であること。

(2) 危険住宅の移転先が市内であること。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号]

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号]

(補助対象事業等)

第4条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を補助金として交付するものとする。

(1) 危険住宅除却等事業 危険住宅の除却に要する撤去費、動産移転費、仮住居費等に要する経費の額（1戸当たり975千円を限度とする。）

(2) 代替住宅建設等事業 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（建設又は購入に必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を銀行その他の金融機関から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額（1戸当たり建設又は購入にあたっては3,250千円、土地の取得にあたっては960千円を限度とする。）

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市から他の補助金等を交付された事業又は交付されることが決定している事業は、補助対象事業としない。

3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事前相談)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する補助金の交付申請を行う前に、うきは市がけ地近接等危険住宅移転事業計画書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出し、事前相談を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、うきは市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、うきは市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容に変更が生じるときは、速やかにうきは市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更申請書（様式第4号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更の可否を決定し、うきは市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金決定変更通知書（様式第5号）により決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第9条 補助事業の着手は、第7条の規定による補助金の交付決定を受けた後（補助事業の変更を行う場合にあっては、前条の規定による変更の決定を受けた後）に行わなければならない。

[第7条]

(補助事業の遂行)

第10条 決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助事業の工程を指定し、検査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により検査を行った結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合は、当該補助事業が適切に行われるよう決定者に指導するものとする。

(完了報告等)

第12条 決定者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早いに日までに、うきは市がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書(様式第6号)(以下「完了報告書」という。)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助事業の廃止等)

第13条 決定者が、補助事業を廃止し、又は中止しようとするときは、速やかに、うきは市がけ地近接等危険住宅移転事業の廃止(中止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、第12条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助金の額を確定したときは、うきは市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書(様式第8号)により決定者に通知するものとする。

[第12条]

(補助金の請求及び交付)

第15条 決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第16条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、関係法令等又はこの要綱に違反したとき。

(3) 完了報告書を提出しなかったとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

(書類の保管)

第17条 決定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第18条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年1月20日告示第4号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)  
移転事業計画書



様式第2号(第6条関係)  
交付申請書



様式第3号(第7条関係)  
決定通知書



様式第4号(第8条関係)  
変更申請書



様式第5号(第8条関係)  
決定変更通知書



様式第6号(第12条関係)  
完了報告書



様式第7号(第13条関係)  
廃止(中止)承認申請書



様式第8号(第14条関係)  
確定通知書

